

臨床心理士倫理規程

制定：令和2年5月28日

<目的等>

第1条 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「本協会」という）は、定款第4条第1項（1）に基づき認定された臨床心理士の倫理問題への対応について必要とする諸事項を定めるため、この規程を設ける。

第2条 本協会は、臨床心理士が行う専門的業務及び遵守すべき道義的事項に関する倫理綱領を、本規程と別に定める。

第3条 本協会は、前条による倫理綱領に抵触する者の厳正な審査を行うために倫理委員会（以下「委員会」という）を設ける。

<委員会の処分内容の答申>

第4条 倫理に関する事案が生じた場合、理事会からの附託に基づき委員会が審議及び調査を行い、「厳重注意」、「一定期間の登録停止」、「登録抹消」若しくは「不問」の四種のうちいずれかの審議結果の答申を、理事会に対して行うものとする。

なお「厳重注意」又は「一定期間の登録停止」の処分の場合、臨床心理士としての倫理意識向上を目的とするスーパーヴィジョンを受ける等の附帯事項を加えることができる。

<倫理処分>

第5条 理事会は委員会の処分内容の答申を受け、出席した理事の過半数の議決により、処分の可否、内容を決定する。

2. 処分が決定された臨床心理士が、処分に従わない場合は、当該処分を含め、前項に定める手続きにより、再度の処分を決定する。

<倫理処分に関する開示>

第6条 本協会は、前条の処分の対象となった臨床心理士の氏名・処分内容を、臨床心理士報及び本協会ホームページにおいて公示するほか、必要に応じて関係機関に通報することができる。

<規程の改廃>

第7条 本規程の改廃は本協会理事会における3分の2以上の議決によって行う。

附 則 この規程は令和2年5月28日から施行する。